

令和7年度 職員採用案内パンフレット

医療・保健・介護・福祉の総合専門機関をめざす国保連

ようこそ「ここ」にしかない「^{せかい}仕事」へ



**Orange
Smile**

オレンジスマイル

ささえる。
つながる。

宮崎県国民健康保険団体連合会
Miyazaki National Health Insurance Organizations

理事長メッセージ ～国保連を志望する皆様へ～



皆さんは、身体の具合が悪くなった時どうされますか？ほとんどの人が近所の病院などを受診し、医師による診察や検査を受けると思います。この時、日本では「医療保険制度」があるおかげで窓口での負担はほとんどの場合、1割から3割の負担で受診することができ、これは歯科医院や薬局でも同じ仕組みです。我々の団体の名称にもある「国民健康保険」は、これらの医療保険制度の一つであり、国民皆保険を支える重要な社会基盤となっています。

各都道府県に一つある国民健康保険団体連合会は、主に「国民健康保険」に係る診療報酬明細書（いわゆるレセプト）の審査支払をはじめ、「後期高齢者医療」に係るレセプト、「介護保険給付費」、「障害介護給付費」の審査支払等を主な業務としており、国民の皆さんの安心・安全に直結する社会基盤を支える役割を担っています。

宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「本会」といいます。）は、年間約1,200万件のレセプトを審査支払しており、宮崎県の医療保険制度等を支える大切な仕事をしています。

本会の業務は、日々の事務の正確性が求められることはもちろんですが、国が示すDX推進の流れもあり、近年、大きく業務が変化している状況です。このような中で、一層進展が見込まれる業務の高度化・デジタル化の流れについて、柔軟かつ迅速に対応・適応していくことが求められており、特に、これから入職を希望される皆さんには、これまでに培った知識などを存分に発揮していただきたいと期待をしているところです。

さて、今回は数ある県内企業や団体の中で本会に興味を持っていただき、ありがとうございます。皆さんには是非、宮崎県民の安心・安全を守る仕事の一つとして本会採用試験を受験いただき、「国保連」の仲間としてご活躍いただきたいと考えていますので、多数の応募をお待ちしています。

令和7年10月

理事長 清山知憲（宮崎市長）

国保連の概要について

1 設立

国保組合を会員とする相互扶助制度として昭和 16 年に、宮崎県国民健康保険組合連合会として設立。その後、昭和 23 年に、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）に改称しており、70 数年の歴史を誇ります。

2 目的・性格

国保連は国民健康保険の保険者（都道府県、市町村、国保組合で構成。以下「保険者」といいます。）が、国民健康保険の診療報酬審査支払や各種電算処理等を共同して行うために組織する保険者の連合体であり、国民健康保険法第 83 条の規定により設立され、国および都道府県知事の指導監督を受ける公法人（公法上の法人）です。

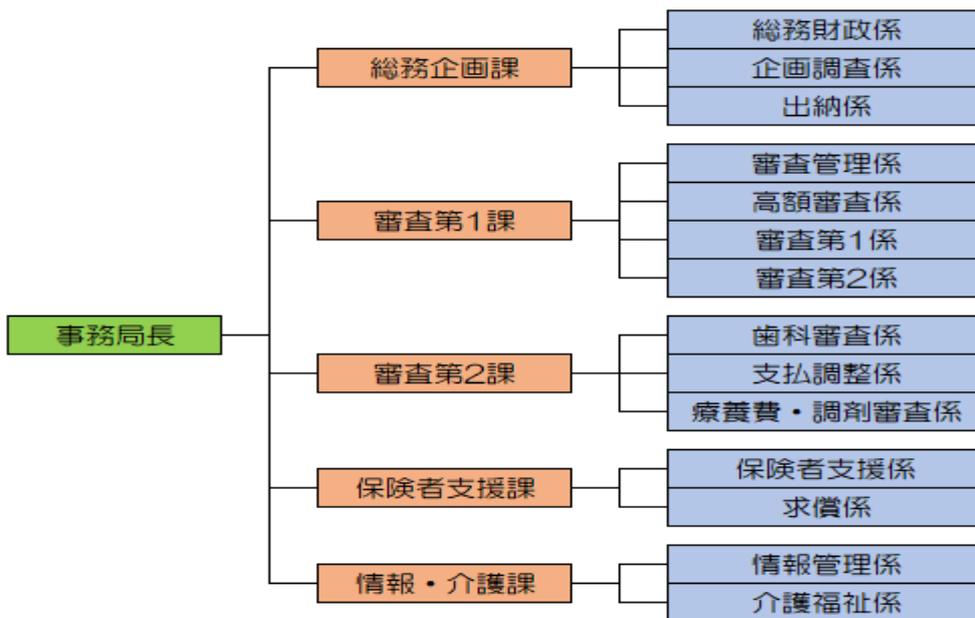
3 役員および会員

役員は、市町村長及び学識経験者により構成（11 人）されます。

現理事長は宮崎市長で、副理事長は小林市長と三股町長です。

また、宮崎県をはじめ、県内全ての市町村、医師国保組合、歯科医師国保組合を会員としています。

4 事務局の組織体制



| 〈職員構成、内訳〉 | |
|-----------|------|
| 事務局長 | 1 人 |
| 職員 | 66 人 |
| 計 | 67 人 |

※職員数は令和 7 年 4 月 1 日現在

5 事務所の所在地

宮崎駅に近い、宮崎市下原町に事務所があり、原則、転勤はありません。

* 国民健康保険中央会(※)〔東京都〕への派遣[2~3年/1人]制度があります。



事務所の全景

※国民健康保険中央会は、各都道府県の国民健康保険団体連合会を会員とする公益社団法人。
(以下「国保中央会」という。)

6 仕事の主な内容

| 課 | 主な役割 | 主な業務 |
|--------|-------------------------------------|---|
| 総務企画課 | 国保連の予算・決算、理事会・総会を司る部門 | <ul style="list-style-type: none"> ・理事会・通常総会、予算の執行管理、職員の服務、給与、職員の福利厚生などに関すること ・国保連事業の企画立案、経営計画、広報 |
| 審査第1課 | 医科診療報酬明細書の審査支払部門 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会の運営、医療機関申出再審査、風しん対策事業、海外療養費、特別療養費等 ・医科レセプト審査事務処理 |
| 審査第2課 | 歯科・調剤診療報酬明細書の審査支払部門 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会(歯科部会)、歯科レセプト審査事務処理、診療報酬の支払決定 ・柔整・あはき療養費、調剤レセプト審査事務処理 |
| 保険者支援課 | 保険者(市町村、広域連合)を支える事業を行う部門 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスサポート事業他健康推進事業、特定健診・特定保健指導のデータ管理支払事務 ・第三者行為求償事務共同事業 |
| 情報・介護課 | 一元的な電算処理を行う部門、介護・障害者支援に係る給付費の審査支払部門 | <ul style="list-style-type: none"> ・共同電算処理事業、各種国保関連システムの運用 ・介護給付費等の審査・支払、障害者総合支援および障害児総合支援給付費の審査・支払、介護サービス利用者および家族からの苦情・相談の受付 |

* 業務内容の詳細は、本会ホームページでご確認ください。

<https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp> [トップページの「広報事業」⇒「事業概要PDF」をご覧ください]

7 給与・勤務条件等

(1) 給与（令和7年4月1日現在）

給与は毎月の給料の他、住居手当、通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、退職手当等の諸手当が支給条件に応じて支給されます。

* 令和6年度ボーナス実績：給料の4.6か月分

* 支給される給与は、原則、地方公務員を基準として規則で定められています。

【初任給】

| | |
|-----------------|----------|
| 4年制大学卒業者(新卒の場合) | 220,000円 |
| 高等学校卒業者(新卒の場合) | 188,000円 |

※上記の区分を卒業後の経歴（職歴・学歴）に応じ、別途調整（プラス）があります。国保中央会へ派遣される方には、別途、地域手当（本俸の20%）加算等があります。

(2) 勤務条件

勤務条件は以下のとおりです。

| 区分 | 内容 |
|--------|---|
| 勤務時間 | 月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、午後零時から60分間は、休憩時間。 |
| 超過勤務 | 勤務時間を超えて勤務した場合には、法律の規定どおり時間外勤務手当を支給。休日に勤務した場合には代休を付与。 |
| 週休日・休日 | 土曜日、日曜日、祝日 1月2日、3日及び12月29日から31日までの日。 |
| 年次有給休暇 | 一の年度ごとに20日。（未消化分は20日まで次年度へ繰越） |
| 特別休暇 | 職員の結婚休暇、出産休暇、妊婦健診休暇、生理休暇、夏季休暇、子供の看護・家族の介護休暇、ボランティア休暇、不妊治療休暇他 |
| 休業制度 | 育児休業（3歳に満たない子の育児）、出生時育児休業（産後パパ育児。28日）、育児短時間勤務（0歳～小学校就学前までは2時間の短縮。）介護休業（通算12か月）、介護短時間勤務（1時間短縮、3年間） |

(3) 福利厚生等

| | | | |
|--------|------------|------|--------------|
| 健康保険 | 年金 | 雇用保険 | 労働者災害補償 |
| ○ | ○*地方職員共済組合 | ○ | ○ |
| 定期健康診断 | 人間ドック | 眼科健診 | 施設等優待 |
| 年1回 | 年1回*年齢基準あり | 年1回 | ○*地方職員共済組合幹旋 |

採用試験の状況（令和6年度実績）

| 一次試験 | | | 二次試験 | | |
|------|------|-----|------|------|-----|
| 受験者数 | 合格者数 | 倍率 | 受験者数 | 採用者数 | 倍率 |
| 33 | 7 | 4.7 | 4 | 2 | 2.0 |

国保連の職員構成

※各数値は令和7年4月1日現在

(1) 男女比

職員数：67人（男性36人、女性31人）*正規職員のみ。（以下同じ）

男性：54% 女性46%

(2) 平均勤続年数

全体：約15.1年（男性：17.7年、女性：12.2年）

(3) 平均年齢

40.1歳（男性：40.8歳、女性：39.3歳）

国保連の基本理念

(1) 制度を支える

診療報酬や介護報酬等の審査支払業務を適正に処理するとともに、保険者等の業務を一括して処理し、また、医療費適正化の取組を推進し、制度の安定的な運営に寄与する。

(2) 保険者等を支える

国保、後期高齢者医療、介護保険における保険者のサポート役として、質の高いきめ細やかな保険者サービスを提供するための各種事業に取り組む。

(3) 健康長寿社会を支える

保険者が実施する保健事業や健康づくり等の支援や情報提供を行い、被保険者が健康で安心して暮らせるまちづくりや地域包括ケアの推進を支援する。

国保連のめざす職員像

- (1) 保険者目線を忘れず、保険者とともに働き、保険者に信頼される職員
- (2) 高い「志」のもと、専門知識や責任感を備えた職員
- (3) 改善意識や経営感覚（コスト意識）を持って、保険者ニーズに応える職員
- (4) 社会情勢等の変化に敏感で、柔軟に対応できる職員
- (5) 自分自身の成長と組織の成長に、喜びとやりがいを見出せる職員

国保連の教育研修制度

国保中央会等の団体が実施する研修のほか、国保連独自でも教育研修を行っています。

| 主な研修区分 | 具体例 | 実施者 |
|-----------|--|--------|
| 階層別研修 | 初任者研修 中堅職員研修 新任係長研修 など | 国保中央会等 |
| 専門研修 | IT研修 審査担当初任者研修 審査担当職員（エキスパート）研修 など | |
| 職員研修（一般） | ハラスメント研修 メンタルヘルス研修 コンプライアンス研修 など | 国保連 |
| 職員研修（専門） | 審査事務共助研修 新人研修 など | |
| 職員研修（階層別） | 若手職員研修 中堅職員研修 管理職研修 | |
| 派遣研修 | 国保中央会への派遣研修 | |

試験の詳細日程は、各学校に試験案内を配付しますのでご確認ください。
国保連のホームページにも掲載します。

令和7年度職員採用試験について



- (1) 日程：第1次試験 令和7年12月6日(土)から12月19日(金)
第2次試験 令和8年1月下旬

場所：第1次：全国に設置のテストセンター会場のうち
受験者が選択する会場

第2次：宮崎県国民健康保険団体連合会(宮崎市下原町231番地1)

- (2) 採用試験の職種、採用予定人員及び職務の内容

| 職 種 | 採用予定人員 | 職 務 の 内 容 |
|------|--------|--------------------|
| 一般事務 | 若干名 | 事務局に勤務し、一般事務に従事する。 |

*受験申込受付期間：令和7年10月下旬～11月下旬まで(詳細は、試験案内により確認してください。)

- (3) 受験資格

- ① 年齢等 *令和8年4月1日時点で18歳から29歳

| 受 験 資 格 |
|--------------------------------------|
| 平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ※学歴不問 |

- ② 免許 普通自動車運転免許取得又は取得予定の者 *仕事内容によっては公用車を使用します。

- ③ 次のいずれか一つに該当する者は受験できません。

(ア) 日本国籍を有しない者

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

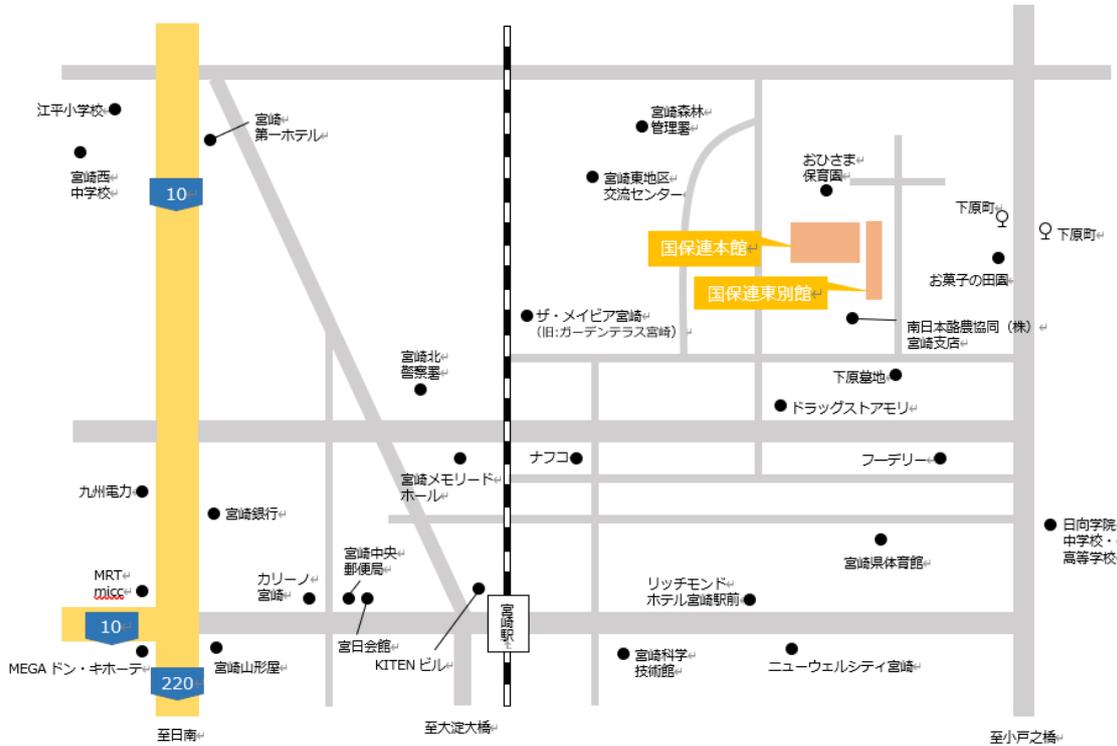
- (4) 合格発表(予定)

第1次試験：令和8年1月中旬 第2次試験：令和8年2月中旬から下旬

- (5) 試験の方法

| 試 験 | 試験科目 | 内 容 |
|------|--------|--|
| 1次試験 | 基礎能力検査 | 「言語」「数理」「論理」「常識」「英語」の択一式による試験(60分) |
| | 事務能力検査 | 「照合」「分類」「言語」「計算」「読図」「記憶」の観点で事務処理能力を測定する試験(50分) |
| 2次試験 | 適性検査 | 適性検査(50分) |
| | 作文試験 | 表現力、課題に対する理解力、その他の能力についての記述式による筆記試験(60分) |
| | 人物試験 | 個別面接 |

国保連へのアクセス・お問い合わせ先



住所

〒880-8581 宮崎市下原町 231 番地 1
宮崎県国民健康保険団体連合会

アクセス

- 〈車〉 ● 宮崎空港……………約20分
 ● 宮崎港……………約15分
 ● 宮崎駅……………約5分
 ● 県庁・宮崎市役所…………約10分
 〈徒歩〉 ● 「下原町」バス停…………約3分

◆お問い合わせ先

TEL.0985-25-5321 (企画調査係)

ホームページアドレス <https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp>

携帯、スマホは
 こちらから
 アクセス!

